

動物の愛護及び管理に関する法律

# 人と動物のよりよい関係をめざして

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえのない存在です。しかし一部では、動物の虐待や遺棄、悪質な業者による販売、動物愛護団体の不適切な飼養、多頭飼育崩壊などが社会問題になっています。

このような状況を踏まえ、動物の愛護や適正な管理によって、よりよい関係の一層の推進を図るために、令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月1日から段階的に施行されています。

## 飼い主に守ってほしい7つのこと 動物を飼うということは「命」を預かることです

- 1 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼う
- 2 危害や迷惑の発生を防止する
- 3 災害に備える
- 4 むやみに数を増やしたり繁殖させない
- 5 動物による感染症の知識をもつ
- 6 動物が逃げたり迷子にならないようにする
- 7 所有者を明らかにする

## マイクロチップの装着、登録

動物の飼い主（所有者）は、迷子や災害時の脱走、盗難に備えて、動物に身元表示を行って飼い主を明らかにしておく必要があります。

令和元年の法改正によりブリーダーやペットショップ等で販売される犬と猫については、マイクロチップの装着が義務になりました。（その他の犬猫については、努力義務）

\*令和4年6月1日施行

## 罰則 みだりな殺傷、虐待や遺棄の禁止

愛護動物をみだりに殺傷した者、ネグレクトなどの虐待を行った者、遺棄した者、許可を受けなくて危険な動物（特定動物）を飼養した者、登録せずに第一種動物取扱業を営んだ者など

主な罰則	愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者	5年以下の懲役または500万円以下の罰金
	愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに衰弱させるなどの虐待を行った者	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	愛護動物を遺棄した者	1年以下の懲役または100万円以下の罰金

【お問合せ】 環境課 環境グループ ☎63-1111 内線251~253



## 国道355号（牛堀麻生バイパス）を暫定2車線により部分供用いたします

**供用日時** 3月28日（月） 午後3時頃

**供用区間** 「県道繁昌潮来線」から「かすみの郷公園」まで  
約840mの区間

【お問合せ】 潮来土木事務所 道路整備課 ☎62-3719